

## 地域における新たなスポーツ環境構築の達成時期のめどについて

昨年 12 月 2 日に開催された第 2 回検討会議の「地域における新たなスポーツ環境の構築」の議論の際の資料 4 において、「地域における新たなスポーツ環境構築の達成時期のめどについては、今年度に各地方自治体において実施されている『地域運動部活動推進事業』の実践結果や、今後検討していく各個別課題への対処方策等を踏まえて、改めて検討することが必要ではないか。」とされている。

今回の会議で、各個別課題への対処方策等の議論を一通り終えることを踏まえ、改めて達成時期のめどについて議論する必要がある。

### 【課題】

- ・ 各地域におけるスポーツ環境の整備状況等が異なり、今年度にスポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」の実践をしている地域においてもスポーツ環境の整備状況等には差がある。ただし、どの実践事例においても、地方自治体や地域スポーツ関係者、学校関係者等が熱心に取り組まれた結果、この 1 年間で一定の成果をあげており、今後継続的に取り組むことにより、地域におけるスポーツ環境の整備充実は大きな成果をあげることが期待される。
- ・ 少子化の進展による運動部活動への影響は今後ますます大きくなることを見込まれ、また、学校の働き方改革を進めることにより教員の勤務環境の改善を実現することは喫緊の課題であり、できる限り速やかに地域におけるスポーツ環境の整備を進めていく必要がある。
- ・ 国や都道府県から何らかの時期の目安が示されないと、一部の地方自治体や地域において、運動部活動改革は先送りされて本格的に取り組まれなくなる恐れがあるとの指摘もある。

### 【対応策】

- 休日の運動部活動の地域移行の達成時期について、各地方自治体や地域において、地域スポーツ環境の整備状況が異なるため、比較的短期間に生徒のニーズに合ったスポーツ環境の整備充実を進められる地域もあれば、時間を要する地域も存在する。したがって、すべての中学校等において休日の運動部活動の地域移行が達成される時期を示すことは困難である。

一方で、休日の運動部活動の地域移行を達成する目標の時期を示すことにより、

各地方自治体や地域における計画的な取組みを促進する効果が期待できる。

そのため、離島やへき地など、地域でのスポーツ環境の整備充実に向けて他の地域と比べて時間を要することが見込まれる地域以外における休日の運動部活動の地域移行を概ね達成する目標時期を示すことが望ましいのではないか。

- 目標時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で地域におけるスポーツ環境の整備充実には一定の時間を要することを勘案する必要があり、例えば令和5年度の休日の運動部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが考えられるのではないか。
- 国は、この目標時期を踏まえ、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを改訂し、休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけ、この期間中に、すべての都道府県において、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組みやスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定することを規定することが必要ではないか。
- 各地方自治体においては、この計画に基づき改革集中期間に地域スポーツ環境整備のための取組みを重点的に行っていくことが必要ではないか。
- 改革集中期間においては、国として、各地方自治体における取組みに対して特に積極的に支援し、着実に取組みが進められるようにすることが必要ではないか。また、国及び都道府県は、各地方自治体における進捗状況を定期的に調査し、課題のある地方自治体に対しては、その原因や対策などについて指導助言する必要があるのではないか。
- 改革集中期間終了後は、国は、休日の運動部活動の地域移行の進捗状況等を踏まえ、部活動指導員の配置や地域スポーツ団体等への支援等について見直していくことが必要ではないか。
- 休日の運動部活動の地域移行が概ね達成された地域においては、次のステップとして平日の運動部活動についても地域移行を進めていくこととなるが、休日の運動部活動の地域移行と並行して平日の地域移行も実施が可能な地方自治体や地域においては、平日の地域移行を進めることもあり得るのではないか。なお、平日の地域移行の達成時期のめどについても、休日における地域以降の進捗状況等を勘案しながら、今後、国として妥当な時期を設定していくことが必要ではないか。